

令和6年12月

お客さま各位

静清信用金庫

各種規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、令和7年1月6日(月)より、各種規定を下記のとおり改定いたします。

改定の内容につきましては、次ページをご覧ください。

◆改定する規定

- ・「静清信用金庫公式アプリ せいしん」利用規約
- ・「静清信用金庫 通帳レス口座」に関する特約

以上



「静清信用金庫公式アプリ せいしん」利用規約新旧対照表

(赤字が変更箇所)

新	旧
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条【本人確認】</p> <p>1. 各種申込時における本人確認は次の方法とします。</p> <p>運転免許証またはマイナンバーカードを撮影し、<u>本アプリから画像を送信していただいた後、本人宛に当金庫より本人限定受取郵便※等</u>を送付し、受取りの際に本人から写真付き本人確認書類を提示していただく方法</p> <p><u>※本人限定受取郵便とは、特定事項伝達型（転送不要）で郵送し、顔写真付きの公的書類（運転免許証やマイナンバーカード等）をご提示のうえお受け取りいただく郵便です。本人限定受取郵便につきましては、郵便局から「到着通知書」がお客さまに送付されますので、内容をご確認のうえ、郵便局へ配達希望日時等をご連絡していただく必要があります。ご連絡を行わない場合は、郵便物が配達されませんので、ご注意ください。本人限定受取郵便がお受け取りいただけず郵便局の保管期間を経過、または郵便局所定の本人確認ができず当金庫に返送された場合、お申込は取り消しさせていただきます。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条【本人確認】</p> <p>1. 各種申込時における本人確認は次の<u>いずれかの</u>方法とします。</p> <p><u>(1) 運転免許証またはマイナンバーカードを撮影し、送信後に当金庫から本人限定受取郵便を送付し、受取りの際に本人から写真付き本人確認書類を提示していただく方法</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>(2) 運転免許証またはマイナンバーカード、および顔写真を撮影し送信いただく方法</u></p> <p>(以下略)</p>

以上

「静清信用金庫 通帳レス口座」に関する特約新旧対照表

(赤字が変更箇所)

新	旧
<p>1. (特約の適用範囲等) (略)</p> <p>(2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。</p> <p>①預金共通規定 ②総合口座取引規定 ③普通預金規定 <u>(削除)</u> <u>④自動継続自由金利型定期預金（M型）規定</u></p> <p>2. (通帳レス口座)</p> <p>(1) <u>窓口における預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座（以下「有通帳口座」という）のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。</u> <u>※「静清信用金庫公式アプリ せいしん」（以下、「本アプリ」という）における預金口座の開設にあたっては一律、通帳レス口座となります。</u></p> <p>(2) <u>通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて本アプリの利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。</u></p> <p>3. (通帳レス口座の利用範囲)</p> <p>通帳レス口座は、原則、<u>ATM</u>またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、<u>ATM</u>を使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。</p> <p>(以下略)</p>	<p>1. (特約の適用範囲等) (略)</p> <p>(2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。</p> <p>①預金共通規定 ②総合口座取引規定 ③普通預金規定 <u>④自由金利型定期預金（M型）規定</u> <u>⑤自動継続自由金利型定期預金（M型）規定</u></p> <p>2. (通帳レス口座)</p> <p>(1) <u>通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて「静清信用金庫公式アプリ せいしん」（以下、「本アプリ」という）の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。</u></p> <p>(2) <u>預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座（以下「有通帳口座」という）のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。</u></p> <p>3. (取扱店の範囲)</p> <p>通帳レス口座は、原則、<u>現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。）のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。</u></p> <p>(以下略)</p>

以上